

留学先で個々の学びを深めるためにチャレンジする高校生のための
高校生チャレンジ留学～HYOGO 高校生「海外武者修行」応援プロジェクト～

補 助 金

令和7年度 よくある質問

令和7年2月

兵庫県産業労働部国際課

よくある質問

1 プロジェクトの概要 2ページ

2 プロジェクト内容と補助対象者 4ページ

3 補助対象経費 5ページ

4 補助金額及び補助率 6ページ

5 補助件数 6ページ

6 補助対象期間 7ページ

7 申請手続き 7ページ

8 申請書類・添付書類 8ページ

1 プロジェクトの概要

1 HYOGO 高校生「海外武者修行」応援プロジェクトとはどんな事業ですか？

留学先で個々の学びを深めるためにチャレンジする高校生の皆さんを、兵庫県が官民協働で支援することで、高校生の留学をより一層促進し、グローバルな視点・能力を育成していくプロジェクトです。また、兵庫県のアンバサダーとして、ひょうごで学び、兵庫県の魅力を発信する活動を行うなど、国際的に活躍する若者の育成につなげていくものです。

2 プロジェクトに参加するにはどうしたらいいですか？

高校生の皆さんが、**自分自身で留学計画を立案・作成して、原則として在籍する高等学校を通じて参加申し込み**をしてください。留学先は、安全が確保される地域であれば、制限はありません。

その際、皆さんの興味・関心に基づいて留学先での課題を設定し、解決に向けて情報を収集・整理・分析するとともに周囲の人と協働しながら取り組むなど、世界水準に触れて、将来のキャリア形成に活かしてください。

3 兵庫県のアンバサダーとは何ですか？

兵庫県の魅力ある施設や特産品、文化や自身の出身地の特色、ひょうごの食文化等を海外で発信するとともに、帰国後もその経験を在校生や地域に伝える役割を担います。

4 具体的には何をすればいいのですか？

留学に先立って、**皆さんが興味・関心を持つ「ひょうごフィールドパビリオン」(兵庫県の魅力ある施設や特産品等)を複数体験していただき、留学先で積極的に発信していただく**ことを課題としています。

その他、兵庫県の文化や、自身の出身地の特色を紹介、ホストファミリー宅で和食を振舞うことでひょうごの食文化等について語り合うなど、積極的な交流・発信を行います。

帰国した後は、留学先での様々な経験を、在籍高校や地域の学生・生徒等に伝えるなどの取り組みをして下さい。

5 「ひょうごフィールドパビリオン」とは何ですか？

地域の「活動の現場そのもの(フィールド)」を、地域の方々が主体となって発信し、多くの人に来て、見て、学び、体験していただく取組です。現在、第8次認定プログラムまで、県内260か所が認定済です。

【参考】「ひょうごフィールドパビリオン」の展開

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk53/fieldpavilion-top.html>

英語版概要

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk53/documents/field-pavilion-e.pdf>

6 実施時期はいつになりますか？

高校生の皆さんが一定の時間を確保しやすい、令和7年7月1日から令和7年8月31日までの概ね夏季休業期間中に留学を開始してください。

7 留学する期間はどれくらいになりますか？

期間は約1か月となります。留学計画をたてる段階では、行程に無理のないように留意してください。

8 留学期間を1週間で組んでもかまいませんか？

高校生のこの時期に、貴重な体験をしていただくことを支援するプログラムとして、グローバルな視点・能力の育成、兵庫県のアンバサダーとして、ひょうごで学び、兵庫県の魅力を発信する活動を行うなど、活動内容を行う上では、一定の日数が必要となると思われます。夏休み期間を考慮し、2～6週間程度を想定しています。そのため、日数については、留学の目的や内容など、チャレンジしていただく提案かどうか、選考させていただきます。

9 留学にあたって、国の指定はありますか？

留学先の国・地域を絞り込むことは予定していません。

ただし、紛争地など、留学先での安全を確保できない危険な場所などは避けるようにしてください。外務省の「海外安全ホームページ」の危険情報一覧で危険情報が発出されていない国であれば、特に問いません。基本的には**留学者個人、保護者の責任で渡航し、常に安全に関する情報を収集**するように努めてください。

※留学先での安全確保の為、海外旅行傷害保険へは必ず加入して下さい。

外務省領事局 領事サービスセンター

TEL:(代表)03-3580-3311(内線:2902、2903)

外務省の閉庁日を除く 9:00～12:30,13:30～17:00

https://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html

外務省「海外安全ホームページ」

<https://www.anzen.mofa.go.jp/study/>

文部科学省「高等学校等における海外留学に関する危機ガイドライン」

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/koukousei/mext_02524.html

10 留学にあたって、言語の指定はありますか？

留学先の国・地域と同様に、言語を絞り込むことは予定していません。

ただし、約1か月間にわたり、生活ができるかどうか也十分、判断してください。

2 プロジェクト内容と補助対象者

1 どのような活動をすることが考えられますか？

以下の活動例から、あなたの「学びたい」「極めたい」分野を選択して取り組みを行ってください(他の分野や、組み合わせも可能です)。

業種	留学先での活動(例)
スポーツ	・留学先でスポーツクラブに参加、現地の競技を体験 ・自身がひょうごで取り組む競技を現地でスキルアップ
芸術	・美術学校やファッション関連の学校などで知識を吸収 ・音楽学校やダンススクールなどで能力を磨き上げ
社会貢献	・様々なボランティア活動を現地で体験 ・NGO団体などの地域への貢献活動に参加
地域産業	・農場等での実地研修に参加 ・自身の地域の伝統産業を紹介し、現地の関心を調査
ビジネス	・グローバルに活躍する企業を訪問、インタビュー ・スタートアップ企業を訪問し、新たな可能性を調査
その他	・上記にかかわらず、高校生自身で開拓して、 学びたい、極めたい分野から申請してください

2 誰が留学の対象になりますか？

兵庫県内に所在地を有する国公私立の高等学校等に在籍している高校生です。
あわせて、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(1～3年次)に在籍している高校生も対象とします。

3 県内在住で、県外の高校に通学する高校生も対象となりますか？

対象となりません。

県教育課では、私立の高校生に対し、長期派遣留学の補助を実施していますが、その要件として、兵庫県内に所在する全日制の私立高等学校に通う県内県外問わず意欲ある高校生を対象としており、県外在住で県内の高校に通学する場合は対象となります。

3 補助対象経費

1 対象になる経費は何ですか？

往復航空券(ただし、エコノミークラス1往復分に限る)、留学計画の実施に必要な研修費・施設利用費(現地語学学校の受講料・学費等を含む)、宿泊費(ホームステイの場合ホストファミリーに支払う費用)、海外旅行傷害保険等が対象になります。

また、旅券・査証取得手続諸費用、予防接種費、自宅から国際空港までの国内交通運賃(1往復分)、受入国の国際空港から派遣先までの国内交通運賃(1往復分)、空港税、燃油サーチャージ及び出国手続諸費用等も対象となります。

2 今回対象にはならない、経費は何ですか。

以下のいずれかに該当する場合は、**対象外**となります。

- ・補助事業の目的に合致しないもの
- ・必要な経理書類を用意できないもの
- ・販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の購入に係る経費
- ・文房具、その他事務用品等の消耗品代
- ・茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待などの費用
- ・自家用車での移動に要する費用
- ・各種キャンセルに係る取引手数料等
- ・借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・補助対象期間外に支払を行ったもの
- ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

3 他の留学プログラムと重複して申請、補助を受けられますか？

県教育委員会が実施する他の留学プログラムなどとの重複申請は可能です。

ただし、他で支給された項目に関する費用は、本事業の補助金から減額して支給されますのでご確認ください。

また、これまでに「高校生チャレンジ留学～HYOGO 高校生「海外武者修行」応援プロジェクト～」の支援を受けた高校生は対象外となります。

4 留学先での活動に加え、語学学校等に通う費用も対象にできますか？

渡航先(海外)における「留学計画の実施に必要な研修費、施設利用費」を対象としており、渡航先(海外)における語学学校の受講料・学費等についても対象となります。

4 補助金額及び補助率

1 補助金額はいくらですか？

補助金は、50万円を上限に、定額支給します。
補助金の申請は1高校生につき1回限りとして、保護者に対して支給されます。

2 対象となる経費が80万円かかった場合、補助金額は増加されますか？

50万円を上限に、定額支給しますので、経費が50万円を超過した場合は、自己負担をお願いします。

なお、対象となる経費が50万円に満たない場合は、その金額を上限に支給されます。

3 補助金はいつ支払われますか？

補助金は、実績に応じて後払いとして支払われます。

なお、補助の対象となった場合でご希望される場合は、海外往復航空券費用(1往復分)のみ、概算額を前払予定です。

5 補助件数

1 補助金は何件対象になりますか？

20件程度を予定しています。

2 件数が多くないようですが、申請したら全て補助されますか？

受付期間内に応募された留学計画内容を審査して、20件程度の採択を予定しています。

応募したものの全てが採択されるわけではありませんので、興味・関心に基づいて留学先での課題を設定し、解決に向けて情報を収集・整理・分析したり、周囲の人と協働したりしながら取り組むなど、世界水準に触れて、将来のキャリア形成に活かせる計画の提出をお待ちしています。

6 補助対象期間

1 いつから補助対象となりますか？

補助の対象期間は、令和7年4月1日から、留学終了日までとします。**補助対象経費の領収書・レシートの日付が令和7年4月1日以降～留学終了日の経費が補助の対象となります。**

※留学終了日とは、留学先から自宅まで一連の移動を行った場合の帰宅日とします。

2 補助金額はいつまでに申請すればよいですか？

留学は、令和7年7月1日から令和7年8月31日までの概ね夏季休業期間中に開始することを想定していますが、**留学終了日の1ヶ月以内に実績報告が必要**ですので、実績報告に間に合うよう、支払いを終えてください。

7 申請手続き

1 申請に関する手続きはどうなりますか？

留学計画をとりまとめ、必要書類を準備のうえ、在籍高校等に申請することが必要となります。

まずは、高校生チャレンジ留学～HYOGO 高校生「海外武者修行」応援プロジェクト～申込書に留学で取り組みたい活動や、そのために必要な経費の見込みを記載して、在籍高校等に提出してください。**(在籍高校等から兵庫県への電子メールでの提出締切は、令和7年4月25日(金))**

※兵庫県立の高校については、兵庫県教育委員会事務局高校教育課に提出してください。

※申込書・留学計画書・経費見込み一覧表は、様式に入力し、word形式の電子データで提出してください。

※概要パワーポイントは、スライド2枚とし、文字の大きさは12ポイント以上、写真等画像を使用する場合は2つ以内とする。(送信・受信容量の関係でPDFでの電子データの提出でも構いません)

提出された申込書について、書類選考を行います。その合格者には面接等の選考試験を行い、在籍高校等を経由して選考結果を通知します。(5月)

最終合格者は「HYOGO 高校生「海外武者修行」応援プロジェクト補助金」交付申請書を兵庫県産業労働部国際課あて、提出してください。(6月)

留学が終了した後、実績報告書を提出していただき、活動内容が確認できたら補助金を交付します。(9～10月)

2 スケジュールはどうなりますか？

令和7年2月下旬……………募集要項等公表(県国際課HP)
3月下旬……………募集受付開始
4月25日……………募集締め切り
5月上旬……………書類選考
5月下旬……………面接選考
6月……………事前研修、補助申請
7～8月……………留学
9～10月……………実績報告
10月以降……………帰国後報告会

3 書類はどこで入手できますか？

兵庫県国際課ホームページからダウンロードしてください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kokusaikoryu/challengeryugaku.html>



8 補助金の申請書類・添付書類

1 領収書の原本など、書類は返還いただけますか？

提出いただいた申請書類・添付書類等は返却いたしません。もし、必要な書類がある場合は、コピー等で保存をお願いします。

2 領収書等の書類は原本を提出する必要がありますか？

補助対象経費を支払ったことを証するレシートまたは領収書の原本を添付してください。A4より小さいサイズの書類は、県が指定する様式に貼付してください。

3 領収書がとれない場合はどうしたらよいですか？

領収書・レシートがない場合、支払いの確認が取れないので、受付することはできません。必ず支払先に発行を依頼してください。

支払先から領収書・レシートを発行してもらえない場合のみ、クレジットカード払いや銀行振込み、ネットバンキングによる支払いの場合は、領収書の代わりとして以下の書類で申請可能です。

【クレジットカード払いの場合(①～③ 全て)】

- ①請求書や金額が確認できるもの(コピー可)
- ②対象となる経費が記載されているカード利用明細書(プリントアウトしたもので可)
※カードの名義人は「申請者名」であることが必要です(申請者以外の個人名義カードは不可)
- ③補助対象期間内にカードの利用金額が引き落とされたことが確認できる通帳のページのコピー(「電子通帳引き落とし明細」も可)

【銀行振込みやネットバンキングによる支払いの場合(①～② 全て)】

- ①請求書や金額が確認できるもの(コピー可)
- ②補助対象期間内の振込控え(プリントアウトしたもので可)
または
振込金額が引き落とされたことが確認できる通帳のページのコピー(「電子通帳引き落とし明細」も可)

※いずれの書類も実績報告提出期限(留学終了日から1ヵ月以内)に提出できることが必要になります。

4 普通郵便で送ってもかまいませんか？

紛失等の事故を防ぎ、郵便物の追跡ができるよう、**必ずレターパックライトでの提出**をお願いします。郵送される前には「ご依頼主様保管用シール」を剥がして、保管しておいてください。申請書類の到着に関する電話でのお問合せには応じかねますのでご了承ください。(郵便追跡サービスをご利用ください)

書類のコピーや写真等を同封される場合は、申請者のお名前を裏面などに記載してください。

5 どちらに送ればいいですか？

宛先は、〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県国際課交流企画班あて、としてください。郵便番号と宛名だけで届きます(住所記入不要)。